

# 道有林上川南部管理区における森林管理認証取得の取組

上川管内では、地域が一丸となった森林管理レベルの向上及び、持続可能な森林の管理・経営を行うことを目的として、管内の市町村・森林組合等を対象に平成30年6月に「上川森林認証協議会」を設立し、令和元年9月5日に森林認証(SGEC-FM認証)を取得しています。

南部森林室は、この地域の取組を推進するため、令和2年1月30日付けで森林認証(SGEC-FM認証)を取得しました。

## ○道有林上川南部管理区における認証面積

区分/市町村	森林面積	認証面積	認証割合
上川町	12,592	12,592	100
愛別町	816	816	100
当麻町	4,985	4,985	100
旭川市	4,970	4,970	100
東川町	10,937	10,937	100
南富良野町	2,571	2,571	100
合計	36,871	36,871	100



## ○今後の取組

管内でのCoC認証取得の促進・販路拡大を図るため、トドマツを主体とした人工林の間伐などの立木販売の一部を、CoC認証取得事業体に限った制限付き一般競争入札を予定するなど認証材の流通促進を図っていきます。

## 【参考】

### ○森林認証制度

適正に管理された認証森林から生産される木材等を生産・流通・加工工程でラベルを付すなどして分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を通じて持続的な森林経営を支援する仕組みです。

これにより、森林・林業の成長産業化に寄与し、地域振興や資源循環型の社会の実現を目指すことができます。

認証には、森林経営そのものに関する森林管理認証(FM認証)と認証森林から生産された木材(認証材)の流通・加工に関する認証(CoC認証)の2種類があります。

### ○森林認証の種類

制度名	概要
FSC (森林管理協議会)	世界共通の原則・基準に基づいた国際的な森林認証制度
PEFC (PEFC森林認証プログラム)	世界各国の森林認証制度が参加する国際的な相互承認プログラム
SGEC (緑の循環認証会議)	日本で発足した認証制度で、人工林の多い日本の森林の特色を踏まえた制度 2016年6月にPEFCと相互承認

○SGEC森林管理認証を取得するためには、次の7つの審査基準を満たす必要があります。

- 1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定
- 2 生物多様性の保全
- 3 土壌及び水資源の保全と維持
- 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持
- 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組み
- 6 社会・経済的便益の維持及び増進
- 7 モニタリングと情報公開